

# 恵庭市雪対策基本計画



# 【 目 次 】

1. 計画策定の主旨	3
2. 計画策定の背景	4
3. 恵庭市の現況と市民意向	5
3-1 恵庭市の現況	5
(1) 位置と地形、気象	
(2) 人口	
(3) 降雪状況と市道除雪出動回数	6
(4) 市の財政状況と除雪費	
(5) 除雪延長と1km当りの除雪費の推移	7
(6) 除雪車の保有状況	
3-2 市民意向 ～雪対策に関するアンケート調査より	8
(1) 冬の生活で困っていること、望むことについて	
(2) 市道除雪の満足度について	9
(3) 玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について	
(4) どのような除排雪を望むかについて	10
(5) 除排雪にかけている費用について	
4. 計画の基本的事項	11
4-1 計画策定の根拠	
4-2 計画の位置づけ	
4-3 計画期間	
4-4 計画の目標と施策の体系	
4-5 計画の策定にあたって	
5. 計画の基本方針	13
基本方針1 冬期間の交通の確保	13
基本方針2 雪に強いまちづくりの推進	13
基本方針3 市民との協働による雪対策の推進	14
基本方針4 快適に冬を暮らすための取組の推進	14
6. 計画の目標と施策	15
基本方針1 冬期間の交通の確保	15
目標1-1 冬期生活環境の確保	15
(1) 市道除排雪の向上	
(2) 交差点の見通しの確保	17



(3) 公共交通機関の利用促進	17
(4) 歩行空間の確保	
(5) 持続可能な除排雪体制	18
(6) 大雪時における対応と体制の確立	19
(7) 雪堆積場の充実	
(8) 市民生活を支える除雪	20
基本方針2 雪に強いまちづくりの推進	21
目標2-1 雪に強い住環境づくりの推進	21
(1) 雪に強い街並みづくり	
(2) 雪に適した建物の工夫	
基本方針3 市民との協働による雪対策の推進	23
目標3-1 雪対策の協働体制の確立	23
(1) 市民との協働体制の確立・啓発	
(2) 雪に関する情報の共有化	
目標3-2 雪対策に関する支援の推進	25
(1) 除排雪支援事業の促進	
基本方針4 快適に冬を暮らすための取組の推進	26
目標4-1 冬の生活の工夫とルール確立	26
(1) 雪国の暮らしの工夫やルールの確立	
目標4-2 雪の有効活用	29
(1) 冷熱エネルギーの利用促進	
(2) 冬季イベントの促進	



## 1. 計画策定の主旨

恵庭市の冬は、北北西の風が吹き年間5 mから6 m程度の降雪量があり、12月から3月の平均気温-4℃以下という厳しい気象条件となっています。

このような厳しい冬の環境で暮らす人々にとって、雪との付き合いは避けて通れないものであり、冬は雪と闘うことといえます。しかし、その一方でイベントやスポーツなど雪を利用し親しむこともあります。

これからも雪という自然とうまく付き合い、克雪や利雪、親雪に取り組み共存していくことで、より快適に冬を過ごしていけるよう努力する必要があります。

現在、恵庭市では第4期恵庭市総合計画（基本構想：平成18年～27年度）で将来都市像を「水・緑・花 人がふれあう生活都市」とし

- (1) 水と緑と花に彩られた美しいまち
- (2) 子育てしやすい暮らし豊かな心のかようまち
- (3) 地域資源を生かした個性と活気あるまち
- (4) 協働による地域づくりを進める交流のあるまち

を目指しています。

この第4期恵庭市総合計画の基本目標の一つに、「生活環境が整い安心安全でゆとりのあるまちづくり」があり、その中で「冬も移動がしやすい環境づくりを進めます」という目標を定めています。

この中で、地域と行政が協働して冬期間の交通や生活を確保するため、パートナーシップ排雪制度\*や福祉除雪などを実施してきました。

今後の雪対策について、市民の方々の理解と協力をいただきながら、より効率的な除排雪の推進を図り、協働の視点に立った雪対策を検討し、暮らしの工夫や雪の利活用という観点も含めた総合的な計画をつくる必要があります。

この計画は、今日の社会情勢を踏まえ雪対策に関する市民アンケート調査、恵庭市雪対策市民会議、関係機関の意見などから、現状の雪対策の問題点を明らかにして、より良い雪対策への方向性を示すために策定するものです。

※恵庭市HP>市政>市の各種計画>総合計画

>第4期 恵庭市総合計画・後期基本計画>基本目標4

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1303870418352/files/7.pdf>

※参考：恵庭市都市計画マスタープラン

恵庭市HP>市政>市の各種計画

>都市計画マスタープラン>恵庭市都市計画マスタープラン

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1303777641201/files/zenpen.pdf>

\*パートナーシップ排雪制度は、利用がなかったことから現在は廃止されています。

## 2. 計画策定の背景

近年の少子高齢化や核家族化により、個々の家庭の除雪の担い手が不足しており、今後ますます深刻化していくことが考えられます。その一方で、地方自治体の財政状況も厳しさを増している状況から、除排雪事業に今以上の経費の投入は困難な状況となっています。また、景気の低迷により除排雪を請け負う業者の経営も苦しく、年々除雪体制の維持・確保が難しくなっています。

今後の雪対策について市民の方々の理解と協力をいただきながら、より効率的な除排雪の推進を図り、協働の視点に立った雪対策を検討し、暮らしの工夫や雪の利活用という観点も含め、下記に示す様々な問題や近年の社会情勢を踏まえ、雪対策に関するアンケート調査や恵庭市雪対策市民会議、関係機関の意見などから、道路をはじめとする雪対策の問題点を明らかにしたうえで、今後の恵庭市の雪対策への方向性を示すために策定するものです。

### 社会経済情勢

- ・都市化の進展に伴う道路などの社会基盤の整備
- ・社会基盤の維持及び長寿命化
- ・自動車保有台数の増加
- ・少子高齢化や核家族化による高齢者世帯の増加
- ・厳しい地方財政状況
- ・情報通信技術の進展
- ・地球環境問題の深刻化
- ・雪国におけるライフスタイルの変化

### 市民の意見・要望

- ・除雪後の置き雪処理
- ・生活道路の排雪、歩行空間の確保
- ・交差点の見通しの確保
- ・除雪方法の工夫

### 現状の問題点

- ・冬期の交通渋滞
- ・堆雪による交差点の視界不良
- ・歩行空間の確保、歩道凍結による危険性
- ・雪堆積場の確保
- ・除雪業者の減少
- ・除雪の担い手の不足（少子高齢化、地域コミュニティの衰退）



### 3. 恵庭市の現況と市民意向

#### 3-1. 恵庭市の現況

##### (1) 位置と地形、気象

面積：294.87 平方キロメートル

道内の他市と比較すると留萌市（292 平方キロメートル）とほぼ同面積です。石狩管内では、千歳市（594 平方キロメートル）の約半分で、北広島市（120 平方キロメートル）の約 2.5 倍です。

平均気温 7.2

最高気温 31.2

最低気温 -22.0

降水量 1027.1 mm

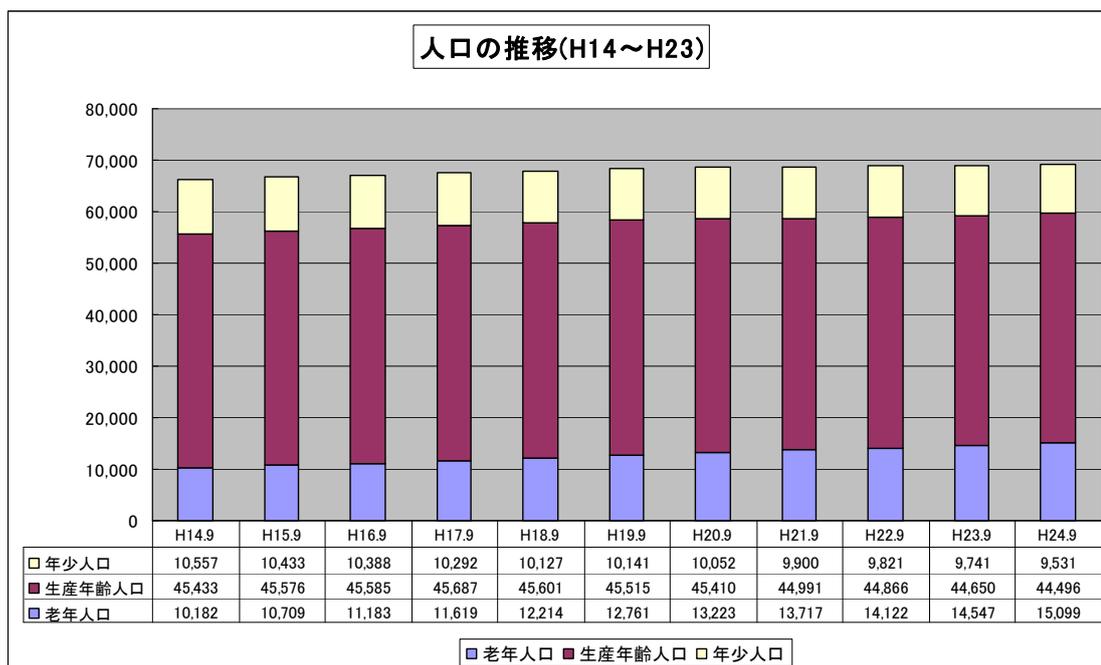
最深積雪深 87.8 cm

H14～H23 の平均

##### (2) 人口

人口：69,126 人（男 33,806 人・女 35,320 人）（H24.9 月末）

世帯数：30,909 戸（H24.9 月末）

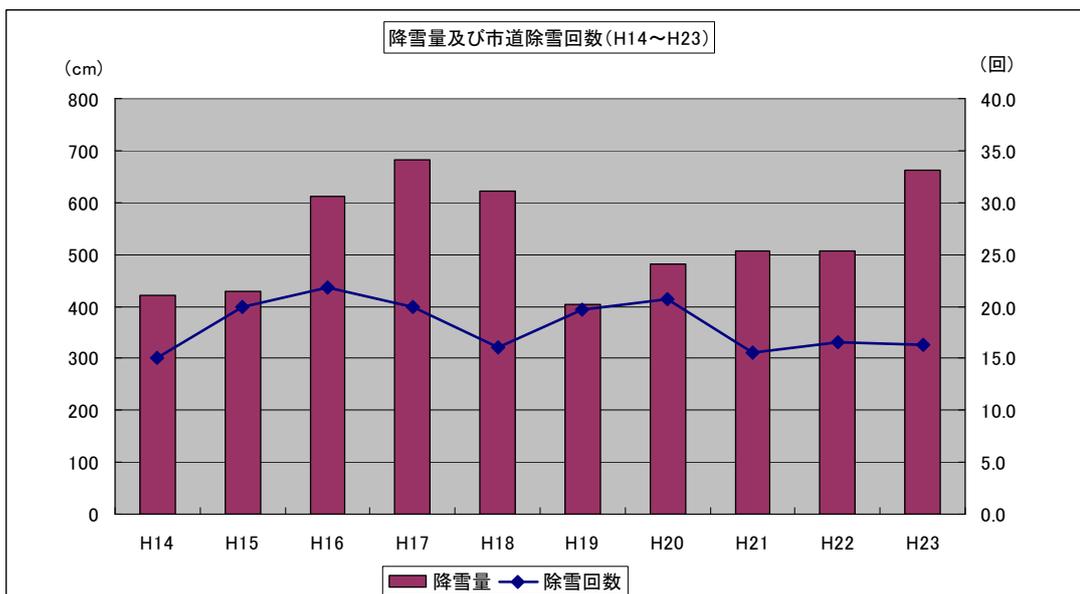


恵庭市は、昭和 55 年の恵庭ニュータウン・恵み野の分譲開始以来、都市化が進み昭和 62 年に 50,000 人を達成し、平成 5 年に 60,000 人を達成するなど人口も増加してきましたが、その後、増加のペースも鈍化し近年では微増にとどまっています。

将来的には人口も減少に向かうという人口予測も出され、全国的な傾向と同様に、恵庭市においても確実に少子高齢化が進んでおり、今後は高齢化がより一層進むという推計が出されています。

### (3) 降雪状況と市道除雪出動回数

本市における累計降雪量の平均は約 576 cm、除雪の平均出動回数は約 18 回と なっています。



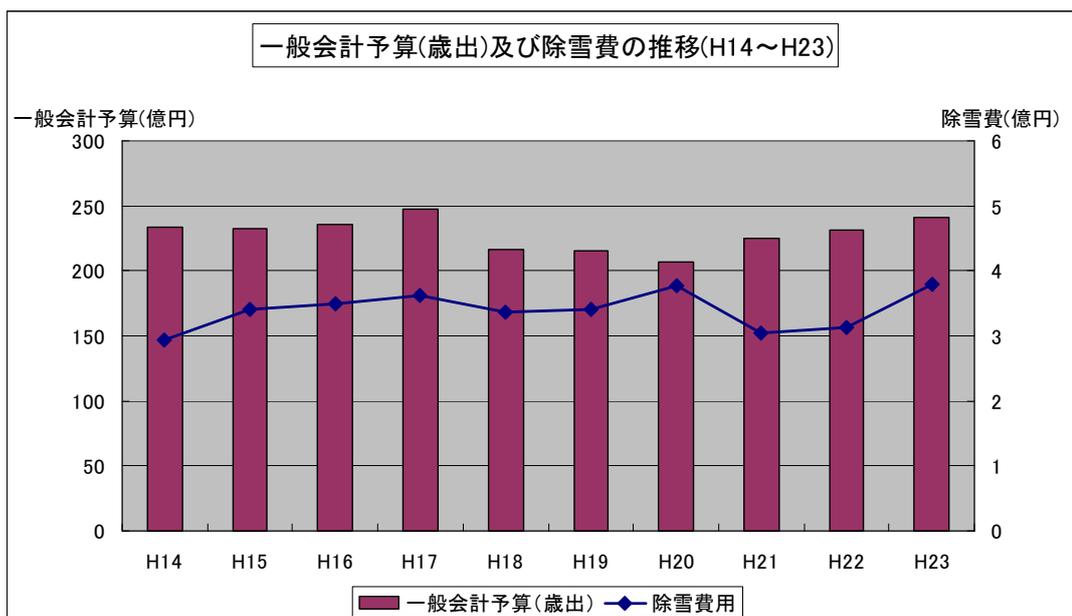
※千歳市、北広島市との降雪量の比較については

参考「資料編 P.13 資料-7 近隣市との降雪量及び除雪費比較」

### (4) 市の財政状況と除雪費

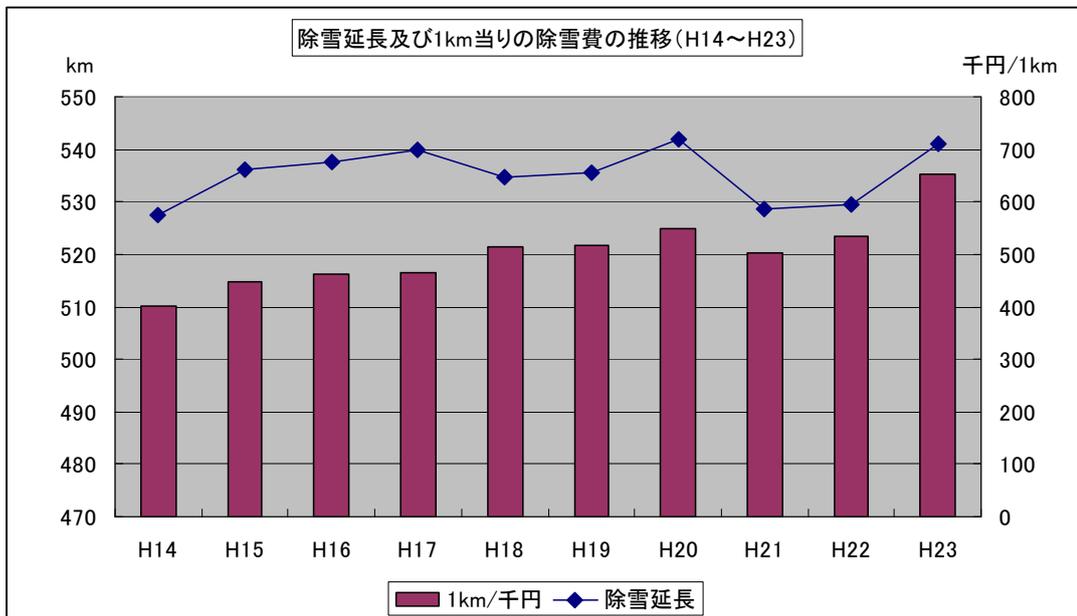
恵庭市の財政状況は、景気の後退やそれに伴う税収の落ち込み、また近年では震災の影響など、今後も続くと見込まれる厳しい財政状況の中にあって、200～250 億円で推移しています。

除雪関連に要する費用については、降雪等の状況に影響をうけますが 3～3.8 億円の間で推移しています。



**(5) 除雪延長と1km当りの除雪費の推移**

恵庭市の除雪延長については、車道に関しては平成14年の約510kmから平成23年では約535km、歩道に関しては157kmから173kmと、それぞれ約25km、約16kmの増加となっています。1km当りの除雪費については、60～70万円程度で推移しています。



1km当りの除雪費に関しては、除雪関連費用の総額を車道除雪延長で割り返したものです。

参考「資料編 P.13 資料ー7 近隣市との降雪量及び除雪費比較」

**(6) 除雪車の保有状況**

長引く景気低迷により、除雪業者の経営状況の悪化などから、保有する除雪機械の更新が進まず、機械の老朽化により除雪車を手放す業者も増えています。また、機械運転手の高齢化による人員の不足も問題となっています。

これらのことなどから、除雪作業を行うことのできる業者数の減少という問題もあります。

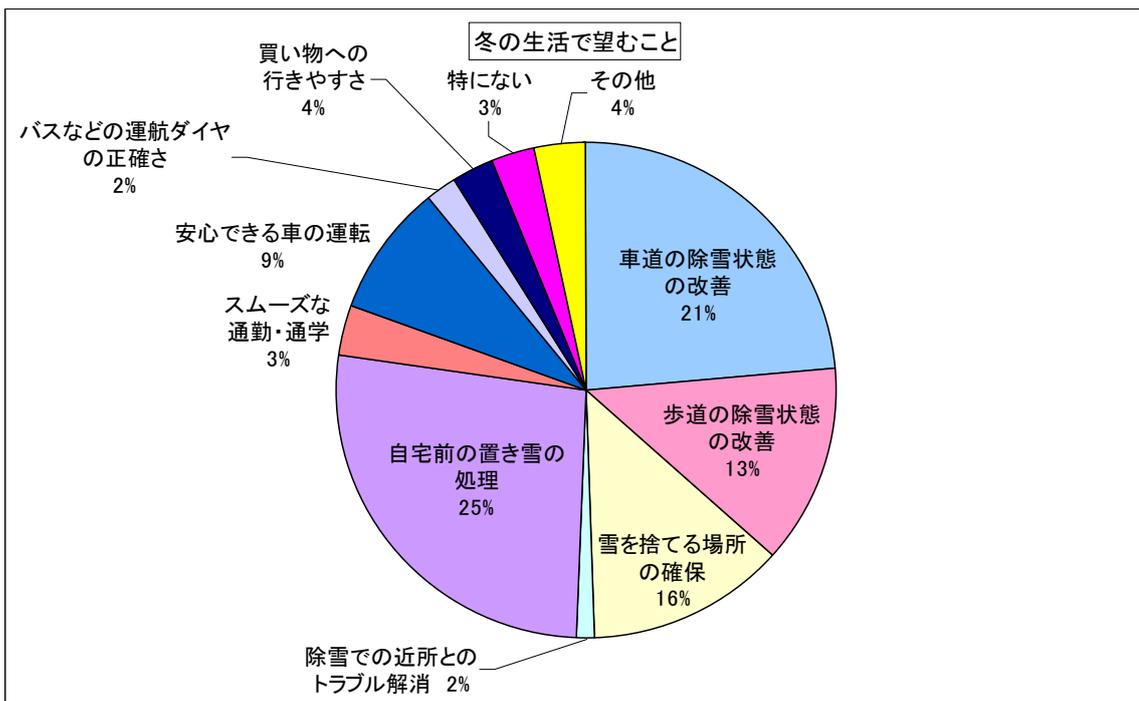
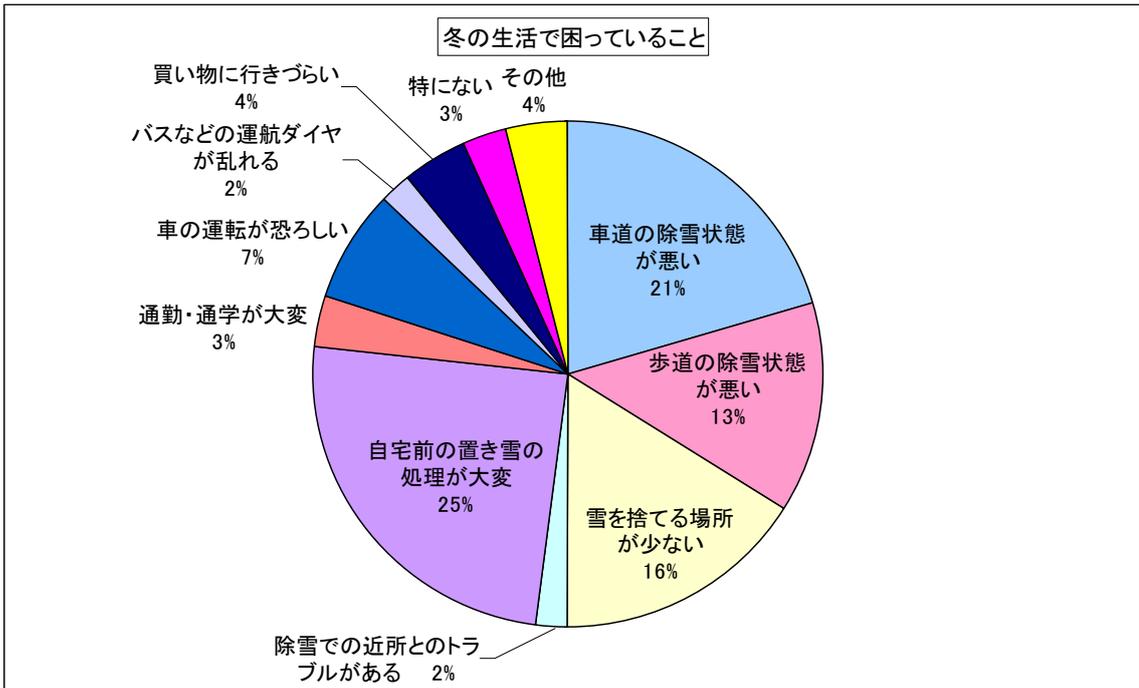
平成23年度 除雪車両保有状況

	車両台数	備 考
業者保有台数	83台	22社(歩道ロータリ8台含む)
恵庭市保有台数	13台	(歩道ロータリ5台含む)
リース車両台数	9台	(市1台、業者8台)
ハンドロータリ台数	9台	(市2台、業者7台)
計	114台	

3-2. 市民意向 ～別冊「資料編（雪対策に関するアンケート調査集計結果）」より

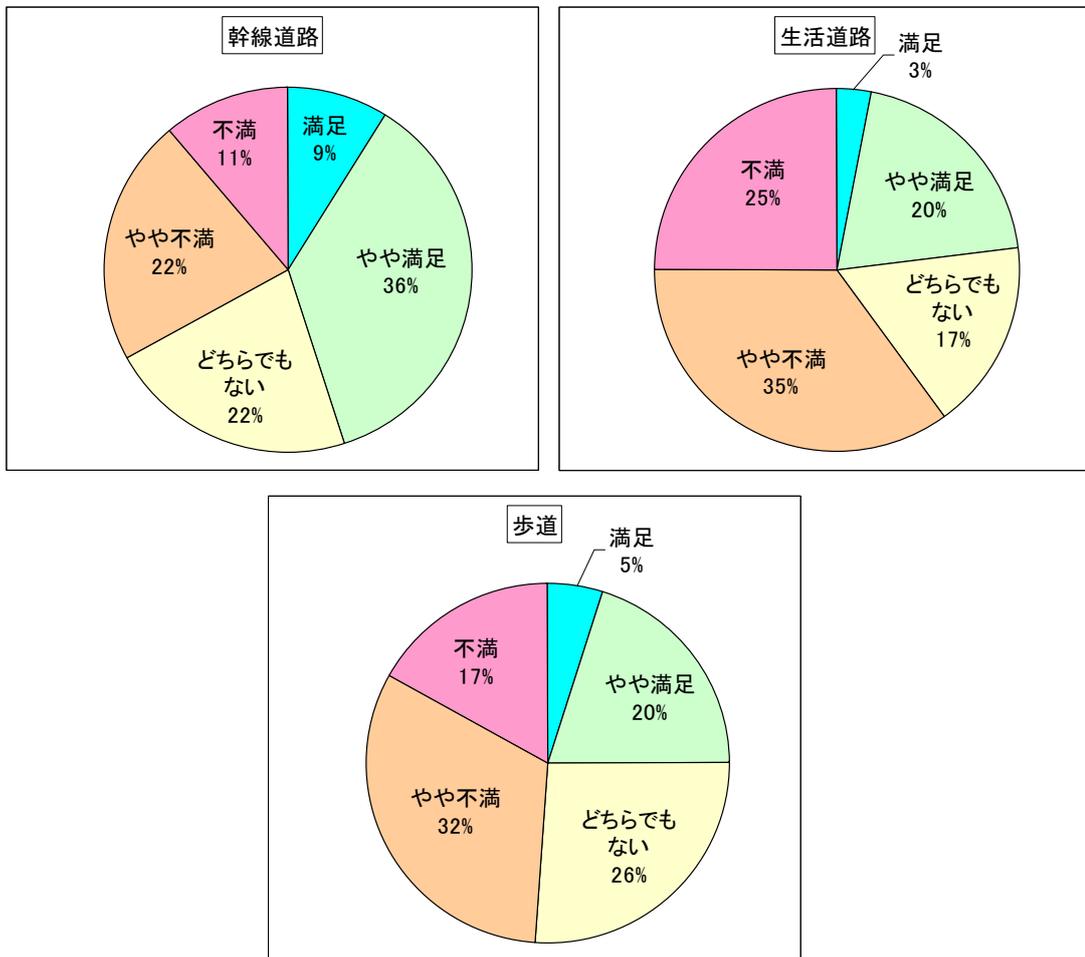
(1) 冬の生活で困っていること、望むことについて

冬の生活で困っていることについては、「自宅前の置き雪の処理」が最も多く、次いで「車道の除雪状態」、「雪を捨てる場所」、「歩道の除雪状態」となっています。また、望むことでも、「自宅前の置き雪の処理」が最も多く、次いで「車道の除雪状態」、「雪を捨てる場所」、「歩道の除雪状態」となっています。



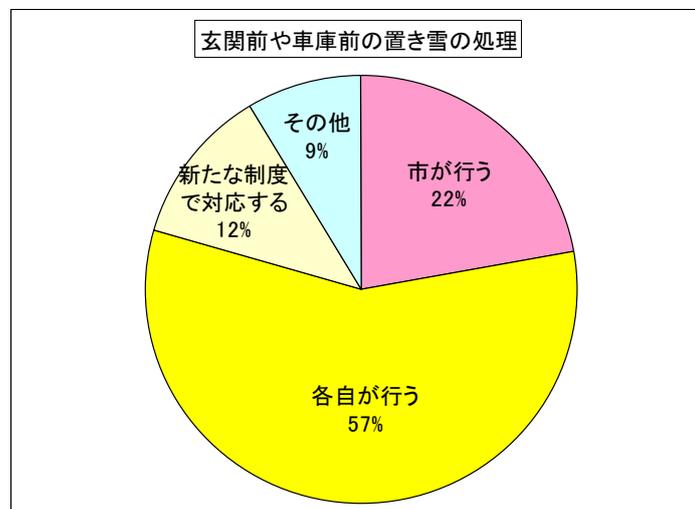
## (2) 市道除雪の満足度について

市道除雪の満足度では、幹線道路の除雪に関して比較的満足度が高かった一方で、生活道路や歩道において満足度は低くなっています。



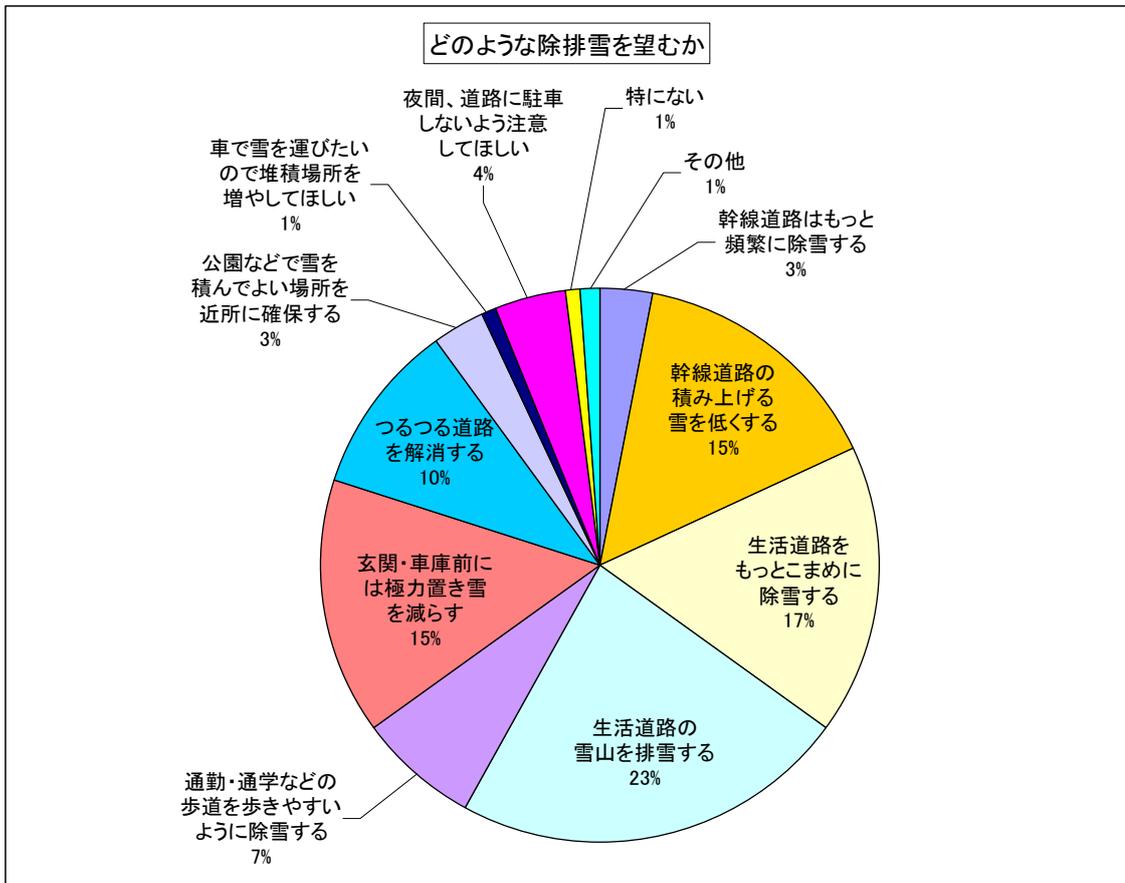
## (3) 玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について

間口の置き雪の処理については、「各自が行うべき」が57%を占めていますが、「市が行うべき」も22%に上っています。



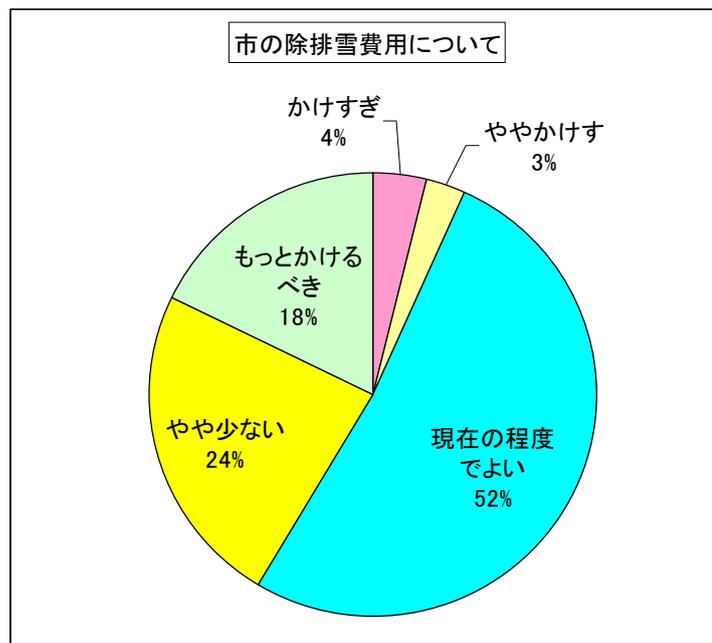
**(4) どのような除排雪を望むかについて**

除排雪については、「生活道路の除排雪」に関する要望が多くなっています。次いで、「幹線道路」「置き雪」となっています。



**(5) 除排雪にかけている費用について**

市が投じている予算額については、52%の方が適切な金額と受け止めており、現在の施策や規模を維持することが妥当と考えられています。



## 4. 計画の基本的事項

### 4-1. 計画策定の根拠

平成 18 年の豪雪を受けて、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 条）第 3 条第 1 項で定められている豪雪地帯対策基本計画 の変更が行われ、この見直しの中で「市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を推進するとともに、これを十分に配慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める」と明記されました。

これを受け、本計画を「恵庭市雪対策基本計画」として定めるものです。

国土交通省ホームページ>政策・仕事>国土政策>地方振興>豪雪地帯対策の推進

### 4-2. 計画の位置づけ

本計画は平成 18 年度に策定した「第 4 期恵庭市総合計画」を上位計画とし、その中で「冬も移動がしやすい環境づくり」を実現していくための施策の一つとして位置づけられています。また、他の関係する計画との整合性を図りながら定めるものです。

恵庭市 HP>市政>市の各種計画>総合計画  
>第 4 期 恵庭市総合計画・後期基本計画

### 4-3. 計画期間

本計画の対象期間は、平成 34 年度までの概ね 10 年間とし、期間内に本計画で定めた施策を実行していくものとします。また、今後の社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じ適切に見直しを行うこととします。

### 4-4. 計画の目標と施策の体系

雪対策は市民や行政が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、安心して暮らせる冬の生活環境を形成することができます。

そこで本計画では、新たに協働に基づく雪対策の推進を図るため、様々な市民意見をまとめ 4 つの基本方針と 6 つの目標を掲げます。

(P.12 「計画の目標と施策の体系」参照)

### 4-5. 計画の策定にあたって

本計画の策定に際して、市民対象の「雪対策に関するアンケート」を実施したほか、「恵庭市雪対策市民会議」や関係各署と協議をおこないながら広く意見を伺い、市民とともに計画を策定します。

# 計画の目標と施策の体系

基本計画

基本方針

目標

施策

## 恵庭市雪対策基本計画

### 1 冬期間の交通の確保

#### 1-1 冬期生活環境の確保

- (1) 市道除排雪の向上
- (2) 交差点の見通しの確保
- (3) 公共交通機関の利用促進
- (4) 歩行空間の確保
- (5) 持続可能な除排雪体制
- (6) 大雪時における対応と体制の確立
- (7) 雪堆積場の充実
- (8) 市民生活を支える除雪

### 2 雪に強いまちづくりの推進

#### 2-1 雪に強い住環境づくりの推進

- (1) 雪に強い街並みづくり
- (2) 雪に適した建物の工夫

### 3 市民との協働による雪対策の推進

#### 3-1 雪対策の協働体制の確立

- (1) 市民との協働体制の確立・啓発
- (2) 雪に関する情報の共有化

#### 3-2 雪対策に関する支援の推進

- (1) 除排雪支援事業の促進

### 4 快適に冬を暮すための取組の推進

#### 4-1 冬の生活の工夫とルールの確立

- (1) 雪国の暮らしの工夫やルールの確立

#### 4-2 雪の有効活用

- (1) 冷熱エネルギーの利用促進
- (2) 冬季イベントの促進

## 5. 計画の基本方針

### 【基本方針1 冬期間の交通の確保】

#### 目標1-1 冬期生活環境の確保

雪対策に関する市民アンケートでは、幹線道路の除排雪については比較的満足度が高いため、現状の除排雪水準を維持しながら、凍結路面对策や交差点除排雪の強化など冬期道路の安全性を確保し、交通の円滑化と公共交通機関の利用促進を図ります。また、「車道の除雪状態の改善」「歩道の除雪状態の改善」という市民要望が多いため、特に利用者が集中する施設周辺の歩道の除排雪や通勤・通学路のより良い除排雪に努めます。

- 施策(1) 市道除排雪の向上
- ◆施策(2) 交差点の見通しの確保
- ◆施策(3) 公共交通機関の利用促進
- ◆施策(4) 歩行空間の確保
- ◆施策(5) 持続可能な除排雪体制
- ◆施策(6) 大雪時における対応と体制の確立
- ◆施策(7) 雪堆積場の充実
- ◆施策(8) 市民生活を支える除雪

【P.8 3-2(1) 冬の生活で困っていること、望むこと】

### 【基本方針2 雪に強いまちづくりの推進】

#### 目標2-1 雪に強い住環境づくりの推進

雪国に暮らすうえで、生活上の工夫や雪国ならではのルールやマナーを守ること、日々の除排雪の負担軽減や生活環境の向上を図ることが必要です。

雪に強いまちづくりを進めながら、暮らしの工夫を紹介し市民の快適な冬の生活と環境の提供に努めます。

- 施策(1) 雪に強い街並みづくり
- ◆施策(2) 雪に適した建物の工夫

【P.10 3-2(4) どのような除排雪を望むかについて】

## 【 基本方針 3 市民との協働による雪対策の推進 】

### 目標 3-1 : 雪対策の協働体制の確立

高齢化の急速な進行は、私たちの生活に様々な変化をもたらします。今後は高齢者だけの家庭が増加したり、人口の減少に伴い市税収入が減少することが予想されます。このような社会情勢の中で、必要な除排雪を維持するために、市民や地域にも積極的な協力が求められます。

- 施策(1) : 市民との協働体制の確立・啓発
- ◆施策(2) : 雪に関する情報の共有化

### 目標 3-2 : 雪対策に関する支援の推進

- 施策(1) : 除排雪支援事業の促進

## 【 基本方針 4 快適に冬を暮すための取組の推進 】

### 目標 4-1 : 冬の生活の工夫とルールの確立

恵庭での生活を楽しみ、そして、新たな価値を見出すことは未来志向の住民にとって重要なことです。恵庭で生活するという事は、大量の降雪に見舞われ、平均気温が氷点下になることもある長い冬を過ごすという事でもあります。今日では、住宅の改良などにより屋内では冬も快適に過ごすことができるようになっていきます。しかし、一歩外へ出ると、雪のない地方や雪のない季節と同じ生活を望むのは無理なことです。

日ごろから、雪国に暮らしているという意識を持ち、暮らしの工夫をするなど、生活する人々それぞれがルールを守って冬を乗り切る必要があります。

- 施策(1) : 雪国の暮らしの工夫やルールの確立

### 目標 4-2 : 雪の有効活用

- 施策(1) : 雪の有効活用
  - (1) 冷熱エネルギーの利用促進
  - (2) 冬季イベントの促進

## 6. 計画の目標と施策

### 【基本方針1 冬期間の交通の確保】

#### 目標1-1：冬期生活環境の確保

##### 施策の内容

##### (1) 市道除排雪の向上

除雪には、降雪状況に基づく降雪時除雪と路面の状態を整えるための路面整正があります。歩行者と自動車の交通安全確保のため、除雪の出動基準や確保すべき幅員などを検証しながら除雪の改善を目指します。

凍結路面对策として、路面状況に応じた凍結防止剤の散布などを行うようにして行きます。

##### 〈市民に協力してほしいこと〉

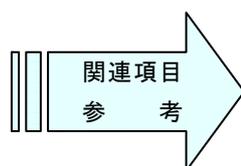
作業への理解  
基準への理解

##### 〈地域に協力してほしいこと〉

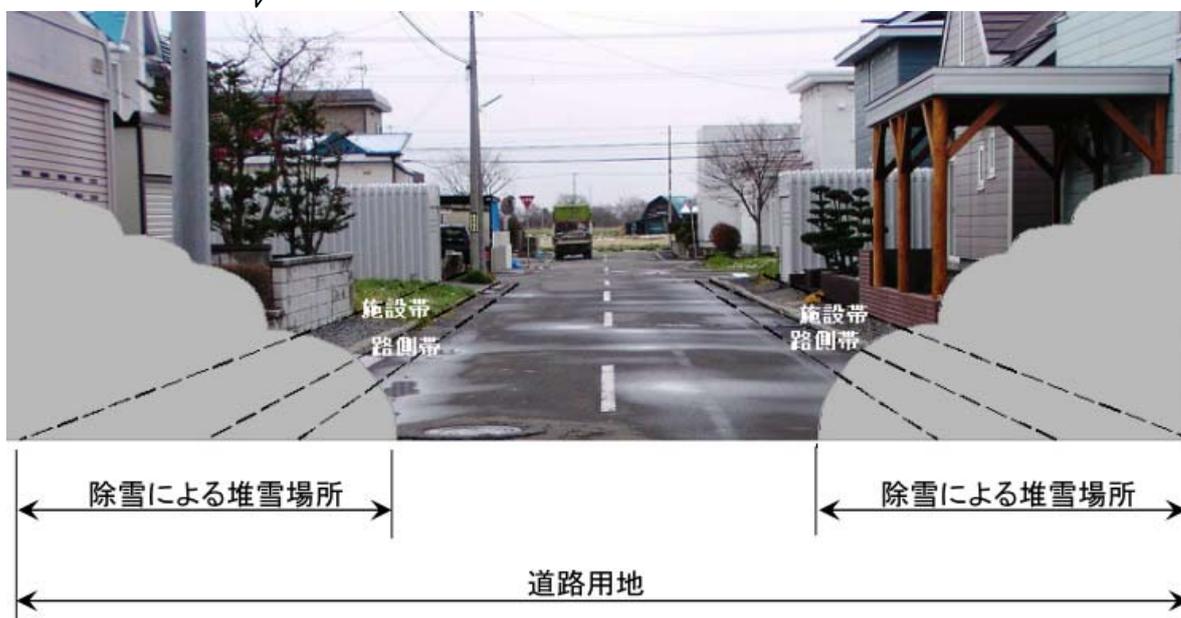
作業への理解  
基準への理解

##### ○恵庭市の除雪方法について

恵庭市の生活道路の除雪は、タイヤショベル等により路上の雪を左右にかき分ける「かき分け除雪」を行っていますので、道路の両側は雪の堆積場所となります。



「P.23 目標3-1 雪対策の協働体制の確立」  
「資料編 P.3 資料-3 除雪出動及び実施基準等」



## 作業時間帯

作業の始業終業時間は、原則として次のとおりとする

一般除雪 → 始業 23:00 終業 7:00

歩道除雪 → 始業 23:00 終業 7:00

※降雪の状況にもよりますが、基本的には深夜作業となっています。



## ○除排雪の種類

工種区分		作業概要
一般除雪	新雪除雪	路面の積雪を路側に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や固い圧雪が形成される前に作業を実施し、プラウ（除雪板）による比較的高速作業が可能な状態をいう。
	路面整正	路面上に形成された圧雪や氷盤の除去や、わだち掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。また、路面の積雪を完全に除去し圧雪の形成を防止するため新設除雪と同時施工を行う場合もある。
	拡幅除雪	路側に堆積した雪を、所定幅員や次の堆積スペースの確保、吹き溜まりの防止のため、路側のさらに外側に排除したり、雪堤に積み上げたりする作業をいう。
運搬排雪		市街地や住宅地等の堆積スペースが狭い箇所、降雪や除雪作業により雪堤が大きくなり、路外への堆積や拡幅余地がなくなったときに、堆積した雪を所定場所へ運搬し、幅員や堆積スペースを確保する作業で、特に、交差点部の幅員を確保する作業をいう。
歩道除雪		歩道上の積雪を排除、または歩道路面を平坦に保ち、歩行者の歩行に支障のないスペースを確保する作業をいう。
凍結防止剤散布		路面の凍結や圧雪化の防止、氷盤化した圧雪の融解のため、薬剤を機械または人力で散布する作業をいう。（防滑材を散布する作業を含む）



「資料編 P.3 資料-3 除雪出動及び実施基準等」



## (2) 交差点の見通しの確保

雪山が大きくなりがちな道路の交差点部分は、見通しが悪くなると交通渋滞の原因となりがちです。また、歩行者が横断するときに、自動車との交通上の接点にもなるため、事故の危険性も懸念されます。

そこで、現在よりもパトロールを強化するなど状況を確認し、幹線道路や幹線道路に接続する道路の交差点、通学路における視認性を高めるため、交差点排雪などを行い見通しの確保を図るように行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇除雪時の工夫

〈地域に協力してほしいこと〉

地域での排雪

例) 交差点や道路への雪出しをしない



※事業所や商店などの方は、駐車場や敷地内の雪は道路側に寄せるのではなく、ご自分で排雪するようにして下さい。

## (3) 公共交通機関の利用促進

コンパクトなまちづくりの視点や地域の高齢化という実情を踏まえ、特に冬期においては、公共交通機関を利用しやすい環境に整える必要があります。

利用促進を図るため、バス路線における交差点部の除排雪の向上や、重要な施設であるJR駅周辺、バス停、歩道などの歩行空間の除雪・排雪などを地域の協力を求めながら対応を進めて行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

利用の促進

〈地域に協力してほしいこと〉

バス停などの除雪

## (4) 歩行空間の確保

冬期間の歩道は、降雪や車道除雪による堆雪や段差などで機能が損なわれがちです。凍結した道路では、歩行者の転倒も懸念されます。そこで、パトロールの強化を図るとともに、凍結路面による事故防止のため、凍結防止剤の散布や滑り止めの砂箱の設置等の取り組みを進めて行きます。

また、児童・生徒が多く利用する路線については、排雪や拡幅除雪により幅員を広げたり、交差点排雪を行い児童・生徒の安全確保を図るように行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉  
宅地前への配慮

例) 歩道への雪出しをしない  
屋根からの落雪による通行障害や  
落雪事故を防ぐ

〈地域に協力してほしいこと〉  
地域での活動

例) PTA での学校周辺歩道の除雪

参考

「資料編 P.3 資料-3 除雪出動及び実施基準等」

#### (5) 持続可能な除排雪体制

除排雪を行っている事業者は、所有する機械を冬に稼働させることで、冬期における経営の安定化を図ってきましたが、近年、非積雪期の工事が大きく減少したことにより、所有している機械の修理や更新ができないため、除雪機械の老朽化が進んでいます。

持続可能な体制をつくるため、夏期の道路維持業務と一体となった除排雪の委託を行うことで、通年での人員の確保や機械の維持更新を行いやすくすることができます。

除雪を行う業者への支援や除雪機械の確保など除排雪体制の維持・安定化に向けた取り組みを進めて行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉  
作業への理解

#### 【参考HP 国土交通省 地域維持型建設共同企業体】

国土交通省 共同企業体制度 (JV)

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000101.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html)

地域維持型契約方式の活用について

<http://www.mlit.go.jp/common/000217437.pdf>

地域維持型契約方式の導入について

<http://www.mlit.go.jp/common/000171606.pdf>

地域維持型契約方式について

<http://www.mlit.go.jp/common/000172387.pdf>

地域維持型契約方式の活用に向けて

<http://www.mlit.go.jp/common/000170061.pdf>

地域維持型建設共同企業体の取扱いについて

<http://www.mlit.go.jp/common/000185431.pdf>

## (6) 大雪時における対応と体制の確立

暴風雪や大雪などに対処するため、迅速、的確な除雪を実施し、交通機能の確保を図る必要があります。また、大雪時には道路幅確保などのため、排雪作業が多くなることから、十分な除排雪機械やダンプトラックの確保と雪堆積場を拡張できる体制を整えておく必要があります。また、優先順位を明確にして対応することが基本です。

すべての地区の除雪作業を完了するには時間を要するため、幹線道路やバス路線など交通量が多い路線を緊急除雪路線として、集中的かつ効果的に除雪を行い、幹線道路の円滑な交通の確保を図る必要があります。

このため、除排雪受託業者やその他の業者との連携を強化するとともに、国道・道道の管理者との連絡を密にして、柔軟な除排雪実施体制の確立を図って行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇行動を通じての協力

例) なるべく外出を控える

〈地域に協力してほしいこと〉

◇地域での協力

例) 外出困難世帯への支援

## (7) 雪堆積場の充実

市が行う幹線道路の排雪や、個人負担で業者に依頼する排雪などの需要が高まることが予想されるため、新規の場所を確保するなど雪堆積場の充実を図って行きます。また、公園を地域等の雪堆積場として利用することも、今後、検討を進めて行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉

利用時の理解

◇作業への理解

〈地域に協力してほしいこと〉

排雪時の理解

◇作業への理解

## (8) 市民生活を支える除雪

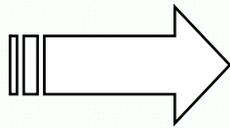
冬期の火災、救急救助活動などにおける緊急車両の通行の確保は、市民の生命・財産を守るためには極めて重要であり、緊急時の支障とならないよう速やかな除雪の実施に努めます。また、雪の多い年は、落雪・落下などによる死傷事故が多く発生することが予想されることから事故防止のため広く周知に努めます。

消火栓や防火水槽などの雪対策としては、消防署による除雪はもとより地域の住民や事業所等の除雪協力も求めながら、冬期の維持管理に努めます。

〈市民に協力してほしいこと〉  
行動を通じての協力

〈地域に協力してほしいこと〉  
地域での協力

### 《目標 1 - 1 参考資料》



「資料編 P.2	資料-2	恵庭市除排雪要綱」
「資料編 P.3	資料-3	除雪出動及び実施基準等」
「資料編 P.8	資料-4	恵庭市の冬期道路管理基準」
「資料編 P.9	資料-5	除雪・排雪体系等」

目標 2-1 : 雪に強い住環境づくりの推進

施策の内容

(1) 雪に強い街並みづくり

あらかじめ、区画整理や宅地開発時に雪の堆積場を確保することや、地区計画などで宅地前面の雪堆積空間を確保することは冬期間の居住環境がよくなるなど重要なことです。

このためには、都市計画上の議論が必要ですので、市の各種会議等の場で議論を進めることも検討して行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇会議等への参加

〈地域に協力してほしいこと〉

◇会議等への参加

◇会議等への協力

《恵庭市都市計画マスタープラン》

恵庭市 HP>市政>市の各種計画>都市計画マスタープラン

> 恵庭市都市計画マスタープラン

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents>

/1303777641201/files/zenpen.pdf

(2) 雪に適した建物の工夫

宅地内の建物の配置や屋根の構造、玄関の向きなどを工夫することで、除雪の負担を軽減することは重要です。このため、敷地内の雪を敷地内で処理することが可能となるよう建物の新築、増改築などの際における除雪負担の軽減方法や堆雪スペースの必要性について、周知、啓発を進めるようにして行きます。また、設計及び建築会社へも配置計画などで配慮を求めよう啓発するようにして行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇新築・増改築時の工夫

〈建築会社に協力してほしいこと〉

◇設計時の配慮

例) 予備駐車スペースの確保  
冬期の堆雪スペースの確保

例) 配置の工夫

(参考) 敷地内の雪堆積場所の確保や、路上駐車防止という事から建物配置の工夫として、将来を見越した駐車スペースの確保や、芝生等のスペースを広くすることによって、敷地内に堆雪スペースの確保ができます。

また、共同住宅を建てる際には、入居戸数分だけではなく一世帯で複数台所有している場合も多いことや、来客者分の駐車スペースの確保も行うことなどで、路上駐車を減らすことができます。

\* 配置例

(非積雪期)



予備駐車スペース

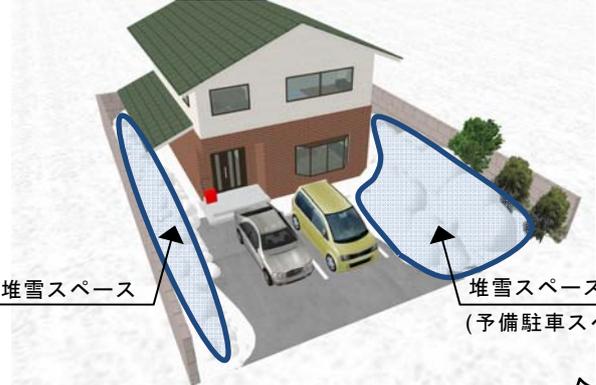
(積雪期)



堆雪スペース  
(予備駐車スペース)



予備駐車スペース



堆雪スペース  
堆雪スペース  
(予備駐車スペース)

## 【 基本方針 3 市民との協働による雪対策の推進 】

### 目標 3 - 1 : 雪対策の協働体制の確立

施策の内容 :

#### (1) 市民との協働体制の確立・啓発

除雪や排雪のすべてを行政が対応することは不可能です。このため、市民や地域と行政のそれぞれが役割を分担し、責務を果たすことが必要です。道路部分は行政が行い、道路除雪による玄関前や車庫前の置き雪処理は市民が行い、高齢者世帯の宅地前は地域などが行うというような分担が求められています。

したがって、雪に関する生活上のルールやマナーを尊重しながら、それぞれが相互に協力し雪と向き合い、冬の生活をより快適なものにしていくことが重要です。

そのために、雪対策やルール、マナーをお知らせするとともに、地域の方々との情報交換に努め、市民理解のうえでそれぞれの役割分担のもとに公平感を感じられるよう円滑な除排雪に努めて行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉

◇除雪時の工夫

〈地域に協力してほしいこと〉

学校周辺などでの協力

例) 間口置き雪への理解  
宅地内降雪の宅地内堆積

#### (2) 雪に関する情報の共有化

いつ除雪が入るのか、除雪が出ているのか、雪堆積場はどこが利用できるのかなどの情報は、市民にとっても身近で必要な情報です。

このため、市民をはじめ地域から寄せられる情報の取得に努めながら、除

雪状況についての情報発信や、除雪に関するホームページを充実するなど情報提供を進めていきます。

〈市民に協力してほしいこと〉  
情報の活用

〈地域に協力してほしいこと〉  
情報の伝達

(H23年版 恵庭市除雪情報ホームページ)

**HOKKAIDO ENIWA SNOWPLOW INFORMATION**  
**恵庭市除雪情報**

携帯電話でも情報公開中!  
こちらのQRコードよりモバイルサイトにアクセスしていただくと、いつでも情報をご確認いただけます!

情報提供期間  
平成23年12月6日～平成24年3月15日

掲載情報について  
こちらのページに記載する情報は、主に深夜から早朝にかけて各地域全体的に行われる生活道路の新雪除雪作業になります。一部で行われる除雪作業については、掲載されないことがあります。また、情報の更新につきましては不定期となっておりますので当ホームページの情報はあくまで目安としてご利用下さい。

その他注意事項  
本情報を利用することにより発生した全ての損害につきましては、責任を負いません。また、本情報の全部または一部を許可なく複製、出版、放送、上演等に二次使用することはできませんので、予めご了承ください。

**現在の除雪状況**

**恵庭第1地区**  
相生町、漁町、泉町、恵南、京町、駒場町、栄恵町、桜町、白樺町、新町、末広町、住吉町、戸磯(一部)、福住町、緑町、本町、和光町  
提供情報なし。

**恵庭第2地区**  
有明町、大町、幸町、柏木町(一部)、北柏木町1～4丁目、恵央町、幸町、柏陽町、文京町、美咲野、南島松(一部)  
提供情報なし。

**盤尻・牧場地区**  
盤尻、牧場、柏木町(一部)  
提供情報なし。

**プレストガーデン地区**  
中央(一部)  
提供情報なし。

**黄金・戸磯地区**  
黄金中央、黄金北、黄金南、戸磯(一部)  
提供情報なし。

**恵み野・中島地区**  
恵み野西、恵み野南、恵み野北、恵み野東、中島町  
提供情報なし。

**島松地区**  
島松旭町、島松寿町、島松仲町、島松東町、島松本町、西島松(一部)  
提供情報なし。

**直営除雪地区**  
漁太、春日、上山口、北柏木町5丁目、北島、島松沢、下島松、中央(一部)、中島松、西島松(一部)、林田、穂栄、南島松(一部)

※恵庭市除雪情報 <http://eniwa-josetsu.net/>

## 目標 3-2 : 雪対策に関する支援の推進

### 施策の内容

#### (1) 除雪支援事業の促進

少子高齢化の進む社会情勢から、高齢者や障がい者世帯にとっては、敷地内の除雪、特に道路除雪後の玄関前や車庫前の置き雪を取り除くことが困難になっています。このように除雪作業が困難な世帯への支援制度には、近所の助け合いやボランティアによる支援、そして行政が行う福祉除雪などがあります。

除雪が困難な世帯への支援や、市道排雪の支援などを進めるため、除雪支援事業の周知を図るとともに、現行制度の充実や新たな制度を検討し、高齢社会のなかで、今後も共助・公助による雪対策を進めるようにして行きます。

- ①福祉サービス(恵庭市保健福祉部介護福祉課)
- ②除雪ボランティア(社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会)



「資料編 P.12 資料-6 除雪支援サービス」

〈市民に協力してほしいこと〉  
制度への理解

〈地域に協力してほしいこと〉  
◇制度への理解  
◇担い手の確保  
◇制度の利用

目標 4 - 1 : 冬の生活の工夫とルールの確立

施策の内容

(1) 雪国の暮らしの工夫やルールの確立

北海道の降雪量は、本州の豪雪地帯とは比較にはなりません、気温の差が大きく、ほとんどの地区が大量の降雪に見舞われます。恵庭市においても毎年5mから6mの降雪があります。

今日、都市化の進行や住宅の改良などにより、冬も十分に生活が可能となっていますが、雪のない地方や季節と同じ生活水準を望むこと自体が無理であり、実現不可能なことです。

日頃から各自が雪国としての暮らしの工夫をするなど、市民全体でルールを守って冬を乗り切る必要があります。

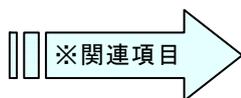
このため、雪国の暮らしの工夫やルールの確立の周知、啓発を進めるようにして行きます。

①通勤、通学時の服装・履物の工夫や公共交通機関の利用促進

冬に雪のない季節と同じ生活を望むのは無理であり、通勤や通学時には、防寒のための服装や履物などの工夫が必要となります。

また、降雪が多いときは、とかく交通渋滞が発生しやすいため、公共交通機関の利用にも配慮が必要です。夏期と比べるとバス利用率は高くなっていますが、できるだけ多くの方が自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用することで円滑な交通の確保が容易になってきます。

このため、冬の服装や履物の工夫の啓発、公共交通機関の利用促進の啓発を進めるようにして行きます。



「P.15 目標 1 - 1 冬期生活環境の確保」

〈市民に協力してほしいこと〉  
生活の工夫

例) 公共交通機関の利用

②ごみ出しにも配慮

収集日の前日にごみを出し、その後、降雪があると除雪作業によってごみが散乱したり、排雪時に雪堆積場に運ばれ、雪解けが進むと大変見苦しく不衛生になるのも問題の一つです。また、雪堆積場は、ほとんどが借地で使用しているため、返却時にゴミ拾い等で費用が掛かります。

一人ひとりが吹雪や大雪のときのごみ出しはやめ、次の収集日まで待

つといった配慮をすることなどで、良い環境を保つことが可能になります。

このため、冬のごみ出し方法の周知、啓発を進めるようにして行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉  
◇ごみ出し方法の理解  
マナーへの配慮

〈地域に協力してほしいこと〉  
地域での周知

道路への雪出しはしない・させない

敷地内の雪は、自己敷地での処理が原則で道路に出すことは禁止されています。また、除雪後の置き雪の処理では、一時的な雪置き場として道路を利用することになりますが、この場合は周辺の迷惑を最小限にするための配慮が必要です。

近年、自己負担により業者に排雪を依頼する方が増えつつありますが、その場合でも同様です。自動車や歩行者の通行スペースに雪を積んだり、まき散らしたりすることのないようにしなければなりません。また、商店や事業所なども敷地内や駐車場の雪を道路脇に積まないようにし、自分で排雪をする必要があります。

このため、地域での排雪（公園の利用）などの検討を行って、「道路への雪出しはしない、させない」の周知、啓発を進めるようにして行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉  
マナーへの配慮

〈地域に協力してほしいこと〉  
◇地域での排雪

例) 敷地内の堆積場所の確保



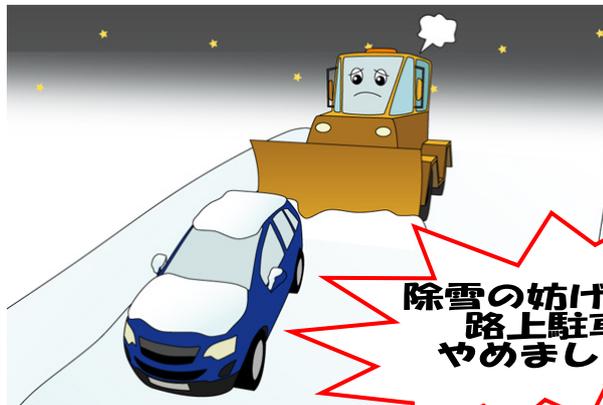
※宅地内や屋根、駐車場の雪を道路に出すことは  
道路法などで禁止されています。  
(道路法：一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)  
(道路交通法：三月以下の懲役又は五万円以下の罰金)

参 考

「資料編 P.14 資料-8 道路への雪出しの禁止に関する法律」

#### ④路上駐車をしない・させない

冬期は、特に道路が狭くなるうえに路上駐車をすると通常の自動車の通行や緊急車両の通行の妨げになるばかりでなく、除雪や排雪の大きな支障となり、近隣に住む人々にも大変な迷惑となります。一人ひとりの自覚によって地域ぐるみで冬を乗り切る必要があります。このために、「路上駐車をしない、させない」の周知、啓発を進め、関係機関との連携強化を進めていきます。



〈市民に協力してほしいこと〉  
◇駐車スペースの確保  
路上駐車をしない

〈地域に協力してほしいこと〉  
地域での周知



※路上駐車は「自動車の保管場所の確保等に関する法律」で禁止されています。  
(三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金)

参考

「資料編 P.15 資料-9 路上駐車の禁止に関する法律」

### ⑤安全運転

冬期は、道路が滑りやすく、また、時には段差やわだちもあるなど、車の運転には慎重さが必要になります。

このため、安全な運転の啓発を進めていきます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇慎重な運転

## 目標4-2：雪の有効活用

### 施策の内容

#### (1) 冷熱エネルギーの利用促進

近年、雪や氷を食料備蓄や冷房のエネルギーとして利用する研究や実験が進んでいます。食料備蓄では、雪を穀類や野菜類の低温貯蔵に利用することやビルやマンション、畜舎の冷房などに利用する取り組みが道内の各地で実践されています。さらに、北海道農業の潜在能力を生かす大規模長期食料備蓄基地を設ける構想もあります。

一般家庭でも昔から冬に野菜を貯蔵していた家庭も多かったように、工夫次第では春までなら野菜などの貯蔵に雪室として使うことが可能となるなど、利活用についての啓発を進めるようにしていきます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇雪や氷の活用、工夫

#### (2) 冬季イベントの促進

冬季のイベントでは、各地で開催されている雪や氷の像を作成展示する祭典や雪合戦などが代表的なもので、閉じこもりがちな冬の生活に明るさと活気を呼び込んでいます。

恵庭市では、「雪んこまつり」「えにわシーニックナイト」「スノーフェスタ」「恵庭クロスカントリースキー大会」などが行われています。

今後も、より多くの人々に参加して頂けるよう運営方法に検討を加えながら冬季イベントの支援を進めるようにして行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇イベントへの参加

〈地域に協力してほしいこと〉

◇イベントへの協力、参加



「えにわシーニックナイト」



「スノーフェスタ」



「恵庭クロスカントリースキー大会」